

相続士上級資格認定講習

相続における民法の実務 I II

相続人と遺産分割の実務

遺言・遺言執行の実務

テキスト

講師

行政書士・相続士・宅地建物取引士・CFP

中島 浩希



特定非営利活動法人

日本相続士協会

相続人と遺産分割の実務

第1章 被相続人と相続人の調査・確定

1. 被相続人の確定

- (1) 被相続人の住民票除票・・・氏名・生年月日・最後の住所地・本籍地・死亡日を確認
- (2) 被相続人の戸籍（除籍）謄本
 - ① 全部事項証明書・・・被相続人の死亡記載、父母の氏名や続柄を確認
 - ② 改製原戸籍謄本 出生から…前婚の有無と子供の確認
 - ③ 除籍謄本

2. 相続人の調査・確定

(1) 同時存在の原則

相続人は、相続開始時に被相続人の財産を、当然にかつ包括的に、承継する者だから権利能力を有していなければならない、すなわち、相続開始時に存在していなければならない。

例外：胎児＝既に生まれたものとみなされる

(2) 同時死亡の推定

(3) 配偶者相続人

(4) 血族相続人（順位に従って確認）

相続人の氏名・住所・生年月日・被相続人との続柄

- ① 直系卑属
- ② 直系尊属
- ③ 兄弟姉妹

被相続人の両親の「出生から死亡」までの戸籍を確認…兄弟姉妹の確定

(5) 代襲相続人

- ① 被代襲者：被相続人の直系卑属と兄弟姉妹
- ② 代襲原因：死亡（相続開始以前）・欠格・廃除
- ③ 代襲者

（ア）被代襲者の直系卑属、被相続人の直系卑属

（イ）被代襲者が被相続人の「養子」である場合、養子縁組「前」に生まれた子は代襲相続権を有さない

（ウ）被相続人から廃除された者又は欠格者でないこと

(6) 再代襲

被相続人の直系卑属には再代襲が認められるが、兄弟姉妹には再代襲はない

(7) 相続関係説明図の作成（相続人の確定）

法定相続情報証明制度の利用

(8) 相続開始後遺産分割確定前の相続人の死亡

- ① 数次相続：相続人が当該相続について承認して、遺産分割協議終了前に死亡した場合
- ② 再転相続：相続人が当該相続について承認・放棄しないで、熟慮期間内に死亡した場合
- ③ 相続人の相続人を確認
- ④ 代襲相続との違い

(ア) 死亡の順番

- i. 数次・再転相続：被相続人の死亡→相続人の死亡
- ii. 代襲相続：相続人の死亡 → 被相続人の死亡

(イ) 相続権

- i. 数次・再転相続：死亡した相続人の全ての相続人に権利あり
- ii. 代襲相続：代襲者と成り得る者のみ

⑤ 相続放棄との関係

(ア) 数次相続：数次相続で相続人になった第1次相続は放棄できない

直接の相続人となった第2次相続は放棄できる

第2次相続を放棄する場合には、第1次相続も放棄することになる

(イ) 再転相続：再転相続人自身が放棄するか否か判断できる

- i. 熟慮期間起算点：再転相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったとき

<民法第915条第1項>

「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純承認若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。」

<民法第916条>

「相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡したときは、前条（915条）第1項の期間は、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時から起算する。」

ii. 承認と放棄の態様

	承認→承認	承認→放棄	放棄→承認	放棄→放棄
第1次相続選択 → 第2次相続選択	○	次順位へ	○	○*
第2次相続選択 → 第1次相続選択	○	○	×	×
第1次相続・第2次相続 同時選択	○	次順位へ	○	○*

※ 再転相続人は、第2次相続を放棄していないときは、第1次相続を放棄することができ、かつ、第1次相続につき放棄をしても、それによって第2次相続につき承認又は放棄をするのに何ら障害にならず、また、その後に、再転相続人が第2次相続につき放棄をしても、先に再転相続人たる地位に基づいて第1次相続につきした放棄の効力が遡って無効になることはない。

(最判昭和63・6・21)

第2章 遺産分割

1. 遺産分割の基準

(1) 遺産分割の指針

遺産全体について、民法第906条を指針として、遺産や相続人に関する諸般の事情を考慮して行われる。

<民法第906条>

「遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。」

(2) 協議分割の場合の特徴

- ① 共同相続人の自由意思が尊重される。具体的相続分や指定相続分に反する分割方法も可能。
- ② 遺産分割請求権は消滅時効にかからない。いつでも分割請求できる。

2. 遺産分割方法（協議分割）

(1) 現物分割 遺産分割の原則となる分割方法。

(2) 代償分割

特定の相続人にその相続分を超える遺産を現物で取得させる代わりに、相続分に満たない遺産しか取得しなかった他の相続人に対して、代償金という債務を負担させる分割方法。

(3) 換価分割（不動産の場合）

遺産を売却等により換価した後に、その代金を共同相続人間で分配する分割方法。

換価分割の決定→不動産名義変更＝共有 or 単独→不動産売却＝換価→共同相続人への分割

(4) 共有取得による分割

共有≠平等

(5) その他

① 一部分割

(ア) 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。(民法第907条1項)

(イ) 各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条（法定相続分）及び第901条（代襲相続人の相続分）の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。(民法909条の2)

② 事実上の放棄

共同相続人の相続分をゼロとする遺産分割。

特定の相続人に遺産を集中させる場合などに採られる方法。

3. 遺産分割手続

(1) 遺産分割の当事者（協議分割の場合）

- ① 共同相続人
- ② 法定代理人（相続人が制限行為能力者である場合）
- ③ 不在者財産管理人（相続人が行方不明の場合）
- ④ 相続分譲受人（個々の財産上の持分の譲受人は除く）
- ⑤ 数次相続・再転相続の相続人

(2) 遺産分割と対抗問題

① 不動産及び動産に関する物権の共同相続に関する承継

法定相続分を超える部分は、対抗要件を備えなければ第三者に対抗することができない。

（ア）不動産の所有権で、法定相続分を超える部分に関しては、「登記」。

（イ）動産は、「引渡し」。

<民法第 899 条の 2 第 1 項>

「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条（900 条：法定相続分）及び第 901 条（代襲相続人の相続分）の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。」

② 債権の共同相続に関する承継

法定相続分を超える部分は、債務者対抗要件及び第三者対抗要件を備えなければ、債務者及び第三者に対抗することができない。

（ア）債務者対抗要件

- i. 共同相続人全員による債務者への通知
- ii. 債務者による承諾
- iii. 当該債権を承継した相続人が遺言の内容を明らかにして行なう債務者への通知

（イ）第三者対抗要件

上記（ア）の i ～ iii の通知・承諾を確定日付のある証書で行なう。

<民法第 899 条の 2 第 2 項>

「前項の権利が債権である場合において、次条（900 条：法定相続分）及び第 901 条（代襲相続人の相続分）の規定により算定した相続分を超えて当該債権を承継した共同相続人が当該債権に係る遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、当該債権に係る遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその通知をしたときは、共同相続人の全員が債務者に通知したものとみなして、同項の規定を適用する。」

遺言・遺言執行の実務

第1章 遺言

1. 遺言作成の実務上のポイント

- (1) 単純な割合指定の問題と具体的指定の必要性
- (2) すべての財産について指定
- (3) 登場人物は相続人全員が原則
- (4) 他の相続人の遺留分に配慮
- (5) 自筆証書遺言の法的要件の確認
- (6) 自筆証書遺言における財産目録

自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。（民法第968条第2項）

- ① 自書不要
 - ② 目録の添付
 - (ア) 署名捺印
 - (イ) 自書と印字の混在
 - ③ 本文と添付目録との一体性の問題
- (7) 遺言執行者の指定

2. 付言事項

- (1) 必要性 争い防止、円満円滑な遺言執行
- (2) 内容 作成理由、分割方法・相続分指定の理由 他

3. 補充遺言（予備的遺言）

(1) 補充遺言の必要性

指定を受けた相続人が遺言者より先に（あるいは同時に）死亡した場合の遺言の効力

<補充遺言の例>

第〇条 遺言執行時に、万が一、遺言者より先に妻花子が死亡していたときは、遺言者は第〇条記載の財産を遺言者の長男である東京一郎（東京都〇〇区〇〇二丁目1番2号、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

第2章 遺言執行

1. 遺言執行者

(1) 遺言執行者の就職

遺言執行者就職通知の送付

(2) 遺言執行者の任務の開始

遺言執行者が就職を承諾したときは、直ちにその任務を行わなければならない。(民法第1007条第1項)

① 遺言内容の通知 … 相続人への遺言書の写しの送付

遺言執行者はその任務を開始したときは、遅滞なく遺言の内容を相続人に通知しなければならない。(民法第1007条2項)

② 財産目録の交付

遺言執行者は、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならない。(民法第1011条)

(3) 遺言執行者の権利義務

① 遺言執行者は、遺言の内容を実現させるため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。(民法第1012条第1項)

② 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

(民法第1012条第2項)

③ 遺言事項の執行 (遺言内容の実現)

以下の規定は遺言執行者について準用 (民法第1012条第3項)

④ 善管注意義務 (民法第644条)

⑤ 報告義務 (民法第645条)

⑥ 受取物の引渡し義務 (民法第646条)

⑦ 金銭の消費についての責任 (民法第647条)

⑧ 費用償還請求権 (民法第650条)

(4) 遺言執行者の復任権

遺言執行者は、自己の責任で、第三者にその任務を行わせることができる。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思表示をしたときは、その意思に従う。(民法第1016条第1項)

(5) 遺言執行者の行為の効果

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接その効力を生ずる。(民法第1015条)

(6) 相続人の管理処分権限の制限（遺言の執行の妨害行為の禁止）

遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができない。前項の規定に違反してした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することはできない。（民法第 1013 条第 1 項・第 2 項）

(7) 債権者との関係

相続債権者や相続人の債権者は、遺言執行者がある場合でも、相続財産について、その権利を行使することができる。（民法第 1013 条第 3 項）

2. 特定財産承継遺言と遺言執行者の権限

(1) 対抗要件を備えるための行為をする権限

「遺産の分割方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の 1 人又は数人に承継させる旨の遺言（以下『特定財産承継遺言』という。）があったときは、遺言執行者は、当該共同相続人が第 899 条の 2 第 1 項に規定する対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。」（民法第 1014 条第 2 項）

(2) 預貯金債権に係る払戻し請求と解約申し入れの権限

① 預貯金債権に係る預貯金の払戻し請求

② 預貯金債権全部が目的となっている場合、預貯金債権に係る契約の解約申し入れ

「前項の財産が預貯金債権である場合には、遺言執行者は、同項に規定する行為のほか、その預金又は貯金の払戻しの請求及びその預金又は貯金に係る契約の解約の申し入れをすることができる。ただし、解約の申し入れについては、その預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限る。」（民法第 1014 条第 3 項）

3. 遺言執行者指定の意義

(1) 専門家を指定する

① 対抗要件を備えることで、第三者の介入等を防ぐ

② 共同相続人間の争いを防ぐ

③ 速やかな遺言執行

(2) 特定の相続人（受遺者）を指定する

① 他の共同相続人や第三者の介入を防ぎ、自ら遺言内容を実現することができる

② 専門家に依頼した場合の報酬を節約できる

4. 遺言執行時を見据えた準備

(1) 遺言執行者の指定

- ① 未成年者・破産者でなければ誰でもなれる
- ② 法人も可能
- ③ 複数人でも可能
- ④ 指定を第三者に委託することも可能
- ⑤ 遺言執行者に関する補充遺言

(2) 相続人調査

- ① 遺言執行者就職通知等必要書類の発送先
- ② 相続関係説明図の作成

(3) 相続財産の確認

(4) 遺言執行者の権限の明記 … 「遺言執行者に次の権限を与える。」

(5) 遺言執行者報酬の明記

遺言執行者は、遺言に報酬の定めのある場合、任務の終了後に、報酬を受け取ることができる。
遺言に定めのない場合には、家庭裁判所が相続財産の状況その他の事情により遺言執行者の報酬を定めることができる。(民法第1018条、第648条第2項・第3項、第648条の2の準用)

5. 遺言執行費用の負担

遺言の執行に関する費用は、相続財産の負担となる。ただし、これによって遺留分を減ずることができない。(民法第1021条)

遺産分割協議書(例)

被相続人東京太郎(平成○年○月○日死亡、本籍地東京都○○区○○丁目○○番地、最後の住所地東京都○○区○○丁目○○番地)の共同相続人である東京花子、東京一郎、東京二郎は、本日、遺産分割協議を行い次のとおり合意した。

1. 東京一郎は下記不動産を取得する。

- | | | |
|------|---|---|
| (1)所 | 在 | 東京都○○区○○丁目 |
| 地 | 番 | ○○番○○ |
| 地 | 目 | 宅地 |
| 地 | 積 | 130 m ² |
| (2)所 | 在 | 東京都○○区○○丁目○○番地 |
| 家屋番号 | | ○番 |
| 種類 | | 居宅 |
| 構造 | | 木造瓦葺2階建 |
| 床面積 | | 1階 80 m ² 2階 60 m ² |

2. 第1項記載の不動産は、共同相続人全員による3分の1を分割割合とする換価分割を行うものであり、相続人東京一郎が第1項記載の不動産を換価処分し、その換価代金から不動産仲介手数料、契約書作成費用、登記手続費用、その他売却に伴う諸費用等を控除した残金を相続人東京一郎、東京花子、東京二郎が各々3分の1の割合で分割し取得する。

3. 東京一郎は本協議書第1項記載の不動産を換価処分後、本協議書第2項記載の各取得分を東京花子と東京二郎の指定口座に振込送金の方法により支払うものとし、振込に係る手数料は東京一郎が負担するものとする。

4. 後日、本協議書に記載のない新たな遺産が発見された場合には、当該遺産については東京一郎が取得する。

本遺産分割協議の成立を証するため本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和○年○月○日

東京都○○区○○丁目○-○-○ 東京花子 ⑩

東京都○○区○○丁目○-○-○ 東京一郎 ⑩

東京都○○区○○丁目○-○-○ 東京二郎 ⑩

遺産分割協議書（例）

被相続人 東京太郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

死亡年月日 令和〇年〇月〇日

本籍地 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地

最後の住所地 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地

相続人兼被相続人 東京一郎 昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

死亡年月日 令和〇年〇月〇日

本籍地 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地

最後の住所地 東京都〇〇区〇〇丁目〇〇番地

被相続人東京太郎（令和〇年〇月〇日死亡）の相続につき、東京一郎と東京二郎が相続人となった。その後、令和〇年〇月〇日に東京一郎が死亡し東京八郎と東京十郎が相続人となった。以上から、被相続人東京太郎の遺産につき、東京十郎、東京八郎、東京二郎が遺産分割協議を行い、以下のとおり遺産を分割することに合意した。

1. 東京二郎は下記不動産を取得する。
2. 東京八郎は下記預金を取得する。
3. 東京十郎は下記預金を取得する。
4. 後日、本協議書に記載のない新たな遺産が発見された場合には、当該遺産については東京二郎が取得する。

本遺産分割協議の成立を証するため本協議書3通を作成し、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

相続人兼被相続人東京一郎の相続人

東京都〇〇区〇〇丁目〇 - 〇 - 〇 東京八郎 ㊟

相続人兼被相続人東京一郎の相続人

東京都〇〇区〇〇丁目〇 - 〇 - 〇 東京十郎 ㊟

相続人

東京都〇〇区〇〇丁目〇 - 〇 - 〇 東京二郎 ㊟